

# 災害時における車両貸与等に関する応援協定書

安中市（以下「甲」という。）、株式会社トヨタ（以下「乙」という。）、及びスズキ株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等の大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（併せて以下「災害時等」という。）、乙が、甲の要請を受けて、甲に車両の貸与等の応援（詳細は、第1条で定めるものとし、以下「本応援」という。）を実施するにあたり、以下の協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1条（本応援の内容）

本応援の内容及び本応援の対象地域は、以下の通りとする。

### 【内容】

- ・軽商用車（キャリイ・エブリイとする。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与
  - ・電気自動車（外部給電可能な車両を指す。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与
- 当該軽商用車及び電気自動車を併せて、以下「本車両」という。

### 【対象被災地域】

安中市内

## 第2条（技術活動サポート）

丙は、乙が本契約に則り甲に対して本応援を実施するにあたり適宜必要とするサポートを、乙に対して、丙の費用負担で行うものとする。当該サポートの詳細は、別途乙丙協議の上決定する。

## 第3条（応援要請）

- 1 甲は、災害時等において本応援の実施が必要と判断した場合、乙に対し、本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」により本応援を要請することができる。尚、緊急を要する場合は、甲の担当者からの電話等の口頭による要請も可とするが、後日文書をもって確認するものとする。
- 2 乙は、甲から、本応援の要請を受けた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

## 第4条（本車両の貸与）

- 1 乙は、甲から、本応援の要請を受けた場合は、その時点で乙が可能な範囲において、当該要請において指定される本車両を、乙の指定する日時・場所で甲に貸与することに努めるものとする。  
尚、「乙が可能な範囲」とは、甲からの要請時に、乙に貸出可能な車両があること、車両貸与に必要な人員が揃っていること、及び安全確保がなされた状態で車両の受け渡しが可能であることの全ての条件を満たすことを指すものとする。
- 2 本車両の貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙協議の上延長期間を決定するもの

とする。

- 3 甲は、乙から貸与を受ける本車両を善良なる管理者の注意をもって使用及び管理し、盗難等が発生しないように常に施錠するものとする。
- 4 甲は、本車両について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、前条第1項により提出する本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」及び口頭による要請時を含め、甲乙間で別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。
  - (1) 本車両の賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
  - (2) 本車両の全部又は一部を第三者に運転させること。
  - (3) 本車両を改造・改良等し原状から変更を加えること。
- 5 甲乙間で本車両の引渡し及び返却時、本車両の状態確認及び貸与期間等の情報共有は、本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」のほか、乙が指定する帳票又は文書を取り交わして行う。

#### 第5条（本車両の用途）

- 1 本車両の甲による使用用途は、以下に限定するものとする。
  - ・ 軽商用車：原則として、被災地における貨物の運搬
  - ・ 電気自動車：避難所等における電源供給尚、電源供給に関しては、本車両に備える AC コンセント又は乙・丙が推奨する外部給電器 V2L/V2H 機器により、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、行うものとする。
- 2 前項の外部給電器の使用に起因する事由により、甲又は第三者が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。但し、乙・丙が指定する外部給電器 V2L/V2H 機器を使用した場合において、乙又は丙の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。
- 3 甲から乙に対し、V2L 等の外部給電機の貸出要請があった場合、乙は電気自動車と一緒に貸出可能な当該外部給電機の有無を確認し、甲に回答する。尚、当該外部給電機単独の貸出は行わないものとする。

#### 第6条（燃料の充填）

本車両の貸与中に甲が本車両の燃料等の充填を行う場合の費用については、甲の負担とする。但し、電気自動車に関して乙の管理する充電スタンドを使用する場合は、乙が当該使用に要する費用を負担する。

#### 第7条（本車両の運転者）

甲は、本車両の運転者について、次条第2項により本車両に対して甲が付保する保険の対象者に限定するものとする。

#### 第8条（貸出期間中の責任/保険の加入）

- 1 乙から甲への本車両の貸与期間中に、本車両の使用により甲又は第三者に生じた

一切の損害及び紛争については、乙及び丙は一切責任を負わず、甲がその責任と費用負担で補償及び解決を図るものとする。但し、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

- 2 甲は、貸与期間中、本車両に関し甲の費用負担にて相応の保険に加入するものとする。当該保険の内容は、甲乙別途協議の上決定する。

#### 第9条（故障と紛失等）

甲は、自己の責めに帰すべき事由により本車両を故障又は毀損させた場合は、その修理費及び材料費を負担するものとし、本車両を紛失させた場合は、甲がこれを補償する。尚、修理・補償の方法等については、乙と協議の上、定めるものとする。

#### 第10条（返却）

- 1 貸出期間終了後、甲は、甲乙別途協議の上定める場所及び日時にて、本車両を原状回復（通常損耗及び経年劣化は除く。）の上、乙に返却する。
- 2 前項による本車両の返却にあたり甲に生じる費用は、甲の負担とする。

#### 第11条（連絡調整）

甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、本協定に添付する第2号様式「連絡責任者届」により、それぞれの連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、当該「連絡責任者届」の内容に変更が生じた場合は、速やかに全ての他の当事者に変更内容を通知するものとする。

#### 第12条（定期協議）

本協定に定める事項を円滑に推進するため、また、各当事者の災害発生時の連携強化を継続的に行うため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うよう努めるものとする。

#### 第13条（防災訓練）

甲が行う防災訓練等の災害発生に備えた各種イベントへの乙の参加を甲が要望した場合、乙は対応可能な範囲に限り当該イベントに参加することに努めるものとする。当該イベントの詳細については、甲乙別途協議の上決定する。

#### 第14条（公表）

甲、乙及び丙は、本協定の存在及び内容を外部に公表する場合、その取扱いについては、別途協議し合意の上決定する。

#### 第15条（協定期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から2027年3月31日までとする。但し、当該有効期間の満了する日の1ヵ月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がない場合は、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様と

する。

#### 第16条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月27日

甲	群馬県安中市安中 1-23-13 安中市 安中市長	岩井 均	ⓐ
乙	群馬県安中市板鼻 148-1 株式会社トヨナガ 代表取締役社長	長尾 秀夫	ⓑ
丙	静岡県浜松市中央区高塚町 300 スズキ株式会社 日本営業企画部長	村木 政志	ⓒ

年 月 日

会社名：株式会社トヨタ

安中市長

## 応援要請書兼回答書

「災害時における車両貸与等に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記の通り要請します。

記

### 1 自治体記入欄：車両（電気自動車含む）の貸与要請

#### (1) 要請する車両等の情報

希望車種	使用用途	台数	貸与期間
電動車			自： 月 日 至： 月 日
軽商用車			自： 月 日 至： 月 日

#### (2) 要請に係る安中市の担当者・連絡先

所属名	
氏名	
連絡先	
加入保険	<input type="checkbox"/> 損保ジャパン 自治体向け災害活動時における自動車保険に加入済み <input type="checkbox"/> 上記以外に加入 → (共済/保険会社名： ) <input type="checkbox"/> その他( )

### 2 株式会社トヨタ回答欄（※どちらか□にレ点チェックを入れてください。）

貸与不可

理由（貸与不可時記載）：

下記車両で対応します。（対応可時記載）

車種	台数	引渡場所

